

平成 2 1 年度第 1 回石狩市使用料、手数料等審議会資料

使用料及び手数料等の改定について（案）

石 狩 市

目 次

はじめに	1
使用料・手数料等改定案の骨子	
1 改定の基本的考え方	1
2 施設使用料及び手数料改定案の概要等	2
(1) 性質別負担割合の設定（使用料）について	
(2) 施設使用料（利用料金、財産収入を含む）改定（案）について	
(3) 道路占用料の改定について	
(4) 手数料改定（案）について	
3 改定案による影響額	4
4 改定の実施時期	5
5 改定案の審議等について	5
資 料	
[別表 1] 施設使用料等改定（案）	6
[別表 2] 手数料等改定（案）	7

はじめに

本市における使用料・手数料等については、行政サービスの提供と社会経済情勢に応じた適切な受益者負担を図るため、使用料については平成15年度、手数料については平成10年度に、それぞれ全面的な改正を行っております。その後も諸般の情勢や実情に応じて適宜個別の改定を行ってきたほか、平成12年度の地方分権一括法の施行に伴う条例規定の整備、平成19年度には合併後の旧3市村間の料金格差是正を目的とした改定等を実施してきました。

使用料・手数料等の見直しについては、「財政再建計画」の基本方針等において、「受益者負担の公平性の確保」を図る観点から、行政サービスの負担のあり方を含め定期的な見直しを行うこととしており、昨年、平成22年4月の使用料・手数料等の全面見直しに向けて、新たに「石狩市使用料・手数料等改定基本方針（以下「改定基本方針」という。）」を定め、平成20年度において改定に向けた準備作業を進めてきたところであります。

これらの経緯を踏まえ、今般、改定基本方針に基づき、使用料及び手数料等の改定について、庁内検討委員会で論議を重ねたうえで、次のとおり改定案を作成しました。

使用料・手数料等改定案の骨子

1 改定の基本的考え方

使用料及び手数料は、公の施設の維持管理費用や、証明書や許可証の発行、ごみ処理など各種行政サービスに要する経費に対して、その一部もしくは全部を公平かつ適正に受益者に負担していただく「公共料金」です。

これらの料金改定にあたっては、現下の厳しい財政状況にあっては、歳入を確保するという側面が強調されがちですが、本来は「受益と負担の公平性の確保」を図ることが目的であり、その結果として歳入確保に繋がるものであります。

様々な行政サービスのうち、使用料や手数料として利用者(受益者)から徴収するものは、サービスを利用する特定の人利益を受けるものであるという前提に立って、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料等の設定については、利用する市民・しない市民の均衡を考慮しながら、行政としての関与の必要性を明確にして「負担の公平性」を確保しなくてはなりません。しかし、その一方で、サービスを提供する行政においても、効率的な施設運営や事務の効率化に努めながら、料金設定の適正化を図っていくことが必要です。

また、利用者側からすると、当然安価であるほど喜ばしいものです。しかし、その場合、経費の不足分は税金で賄われることとなり、市民全体で負担するということとなります。すなわち、使用料や手数料の適正化は、利用者個人の便益による負担と、公共性を考えた市民全体による負担との割合を適正に定めることにほかなりません。

このようなことから、改定基本方針による次の事項をポイントとして、市内の全ての施設・手数料を対象とした庁内検討を実施したところです。

- 原価計算方式によるコスト算定
- 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- ・使用料 ~ 性質別負担割合の設定
- ・手数料 ~ 原則としてコスト100%負担
- 受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率の設定
- ・原則として、現行料金の1.5~2倍(最大100%アップ)まで
- 定期的な料金見直しサイクルの確立(概ね3年ごと)

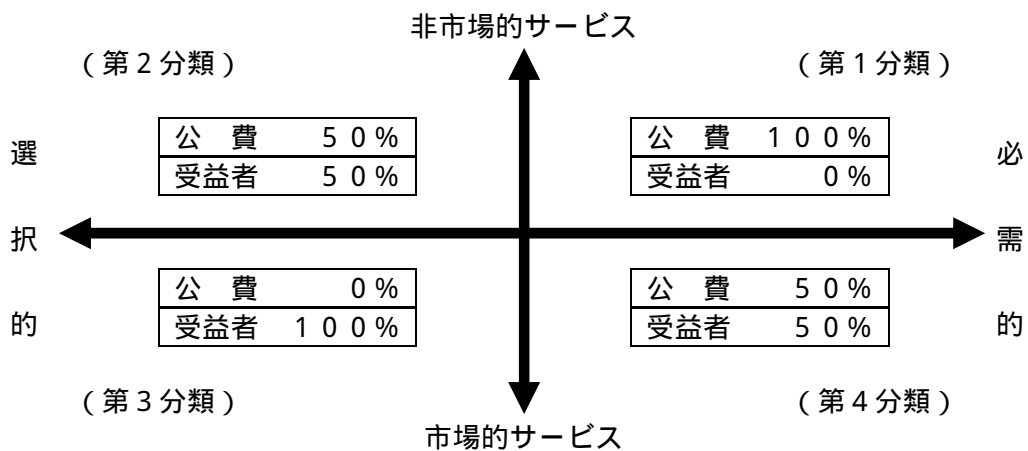
2 施設使用料及び手数料改定案の概要等

(1) 性質別負担割合の設定(使用料)について

市が提供する公の施設は、道路・公園等、市民の日常生活に必須となるサービスから、プールやテニスコート等のように特定の市民のみが利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっています。このため、受益者負担を一律に設定することは困難であるとともに、かえって負担の公平感を損なう恐れがあります。

このことから、施設使用料の受益者負担割合の検討にあたっては、今回改定に合わせ、行政サービスを性質別に分類した「性質別負担割合分類表」を用いて、その分類に応じた「公費(税金)負担」と「受益者負担」の割合を明確化することとしました。

・性質別分類ごとの負担割合



(2) 施設使用料(利用料金、財産収入を含む)改定(案)について

改定施設の検討は、該当するすべての施設について使用料等実態調査を実施し、その調査結果に基づき、負担の公平性と適正化を図るため改定が必要と思われる施設について抽出したうえで、市内他施設との均衡や近隣他市の状況、さらには現下の社会的・経済的情勢等を踏まえ、最終的な改定案として作成しました。

なお、原価計算にあたっては、当該施設の利用形態及び利用状況を勘案し、維持管理経費(人件費、光熱水費等)や固定資産の減価償却費から、施設の $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりを基本としています。また、個人利用(一般開放)をはじめ、 $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりによる原価設定が相応しくないものについては、1人・1日当たり等、事案に応じ適当な原価を料金算定のための指標としました。

(3) 道路占用料の改定について

道路占用料の額は、本市域内における国道・道道占用料との整合性を図るため、従前から国及び北海道に準拠しているものでありますが、平成20年4月の道路法施行令の改正に伴い、管内はじめ多くの都市が平成21年4月までに減額改定を行っている状況にあり、本市においても今回の改定に合わせ、減額改定がやむを得ない状況となっています。

・改定案の概要

緑苑台パークゴルフ場

- ・ 1人・1日当りの原価を基本に、新たに1日券の利用料金(上限額)を設定
- ・ 併せて、「シーズン券」料金の一部改定及び料金区分の見直し

望来コミュニティセンター(シーサイドみなるパークゴルフ場)

- ・ 1人・1日当りの原価を基本に、1日券の利用料金(上限額)を改定

道路占用料の改定(減額)

国道・道道占用料との整合性を図るため、国及び北海道に準拠し改定

職員住宅及び教員住宅使用料(財産収入)

- ・ 厚田区及び浜益区の職員住宅については、使用料の統一化を含めた検討を行う
- ・ 教員住宅については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 月当たり単価の改定に向けた検討を行う

詳細は、別表1「施設使用料改定(案)」参照

(4) 手数料改定(案)について

使用料と同様、すべての手数料について実態調査を実施し、人件費及び物件費を中心とする業務経費の1件あたりのコストを基本に、近隣他市の状況等を考慮したうえで最終的な改定案としました。

・改定案の概要

窓口証明書等の発行手数料

- ・証明書発行業務1件あたりの原価を基本に、概ね40～100%の改定
- ・自動車保管場所使用承諾証明書、確認済証・検査済証証明書交付手数料の新設

建築確認申請手数料等

- ・業務1件あたりの原価を基本に、平均約60%の改定
- ・法改正及び施行に伴う手数料の新設

詳細は、別表2「手数料改定(案)」参照

3 改定案による影響額

平成19年度決算ベースで試算すると、今回改定案により概ね1,000万円程度の影響額を見込んでいます。

【使用料影響額】

項目	H19収入実績	主な改定内容等	影響額見込み
緑苑台パークゴルフ場	約1,600万円	利用料金(上限額) 1日券700円 シーズン券(一部)	250万円程度
望来パークゴルフ場	約1,800万円	利用料金(上限額) 1日券700円	280万円程度
道路占用料	約4,800万円	平均改定率 概ね40%	2,000万円程度
(使用料小計)			1,470万円程度

【手数料影響額】

項 目	H19件数等	主な改定内容等	影響額見込み
窓口証明書等	約27,000件	平均改定率 約40% 代表的な改定額 250円 350円/件	250万円程度
建築確認申請等	約300件	代表的な改定額 14,000 27,000円/件	250万円程度
(手数料小計)			500万円程度

4 改定の実施時期

平成22年4月1日施行とする。

5 改定案の審議等について

改定案の作成にあたっては、「受益と負担の公平性」の観点から全市的な見直しを行う必要があったことから、該当するすべての使用料・手数料等について、広範にわたる検討を進めてきたところです。したがって、改定案の中には石狩市使用料・手数料等審議会の直接の所掌事項以外の料金も含まれています。

今改定案については、今後、使用料・手数料等審議会へ諮問、もしくは市担当部局において、より具体的な検討を進めることとします。

(1) 石狩市使用料、手数料等審議会への諮問事項

- ・ 緑苑台パークゴルフ場、望来パークゴルフ場 ~ 利用料金
- ・ 道路占用料
- ・ 窓口証明手数料、建築確認申請手数料等

(2) 所管部局において検討を行うもの

- ・ 職員住宅使用料（総務部）、教員住宅使用料（生涯学習部） ~ 財産収入

施設使用料等改定（案）

施設使用料

施設名	種別	改定区分	現行料金		改定料金		備考	実施時期及び審議機関等
				円		円		
緑苑台パークゴルフ場	普通料金 (大人)	廃止	1ラウンド	300			1人当り原価を参考に算定	H22.4
		廃止	回数券(11枚)	3,000				
		新設			1日券	700		
	普通料金 (小人)	廃止	1ラウンド	200				
		廃止	回数券(11枚)	2,000				
		新設			1日券	200		
	普通料金 (高齢者)	廃止	1ラウンド	200				
		廃止	回数券(11枚)	2,000				
		新設			1日券	500		
	定期料金 (大人) 市民に限る	据置	1シーズン	18,000				
		廃止	3月定期券	10,000				
	定期料金 (小人) 市民に限る	改定	1シーズン	10,000	1シーズン	5,000		
廃止		3月定期券	6,000					
定期料金 (高齢者) 市民に限る	改定	1シーズン	10,000	1シーズン	13,000			
	廃止	3月定期券	6,000					
用具利用料	新設	1組1プレー	100	1組1日	200			
望来コミュニティセンター パークゴルフ場	1日券(大人)	改定		600		700	1人当り原価を参考に算定	使用料・手数料等 審議会
	1日券(小人)	据置		200				
	シーズン券(大人)	据置		10,000				
	シーズン券(小人)	据置		5,000				
	用具利用料	据置		200				
道路占用料	道路占用料	改定	(別紙参照)		道路法施行令(別表)に 準拠			

その他

施設名	種別	改定区分	現行料金		改定料金		備考	実施時期及び審議機関等
				円		円		
職員住宅使用料(財産収入)	厚田区	改定	経過年数 に応じて 1㎡月額	63～ 208	経過年数 に応じて 1㎡月額	検討	平成21年度において使用料の統一化とともに改定協議を進めていく	H22.4 総務部所管
	浜益区	改定	経過年数 に応じて 1㎡月額	79～ 205				
教員住宅使用料(財産収入)	一般地域住宅 (非木造・水洗) (木造・水洗)	改定	経過年数 に応じて 1㎡月額	87～ 171	経過年数 に応じて 1㎡月額	検討	今後、市有財産利活用基本計画との調整・整理を図りつつ検討を進めていく	H22.4 生涯学習部所管
	" (非木造・非水洗) (木造・非水洗)			80～ 164				
	へき地住宅 (非木造・水洗) (木造・水洗)			66～ 150				
	" (非木造・非水洗) (木造・非水洗)			59～ 143				

手数料改定(案)

手 数 料 名	所管課	単 位	現行手数料額		H19実態調査結果		改定案 C	備 考
			A	施行 (改定)日	()は参考 コスト算定 B	件数		
1. 窓口証明等(証明等手数料条例)								使用料・手数料等 審議会
(5)土地台帳又は家屋台帳の複写	税務課	1件につき	350円	H10.4.1	535円	99件	450円	手数料名称の変更のみ 手数料名称の変更及び改定
(6)土地台帳又は家屋台帳の閲覧		1件につき	250円	H10.4.1	425円	62件	350円	
(7)固定資産税課税台帳の閲覧		1件につき	250円	H15.4.1	425円	56件	350円	
(11)印鑑登録の証明書の交付又は印鑑登録証 の再交付 印鑑登録の証明書の交付	市民課	1件につき	350円	H15.1.1	340円	11,321件	(350円)	
(12)いしかり市民カードの再交付 印鑑登 録証及びいしかり市民カードの再交付		1件につき	250円	H15.1.1	605円	2件	350円	
(13)戸籍の附票又は戸籍の除票の写しの交付		1通につき	250円	H10.4.1	401円	657件	350円	
(自動交付機分)		1通につき	250円		409円	43件	350円	
(14)住民票又は住民票除票の写しの交付		1通につき	250円	H10.4.1	405円	21,746件	350円	
(自動交付機分)		1通につき	250円		409円	3,400件	350円	
(15)住民票記載事項証明書の交付		1件につき	250円	H10.4.1	402円	431件	350円	
(18)外国人に係る登録原票の写し又は外国人 に係る登録原簿記載事項証明書の交付		1通又は 1件につき	250円	H10.4.1	399円	48件	350円	
(19)住民基本台帳の一部の写しの閲覧		1件につき	250円	H10.4.1	470円	112件	350円	
(新)自動車保管場所使用承諾証明書		建築課	1件につき	/	/	/	/	350円
(新)確認済証・検査済証証明書の交付	1件につき		/	/	/	/	500円	
(新)長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査								長期優良住宅の普及の促進 に関する法律の施行に伴い、 H21.6.4から取扱いが可能とな る。
ア. 200㎡以下	建築課							
(1)評価機関の事前審査を受けない場合		/	/	(50,586円)	/	50,000円		
(2)上記の変更認定(法第8条)		/	/	/	/	25,000円		
(3)評価機関の事前審査を受けた場合		/	/	(7,738円)	/	7,000円		
(4)上記の変更認定(法第8条)		/	/	/	/	3,500円		
イ. 200㎡超~500㎡以下								
(1)評価機関の事前審査を受けない場合		/	/	(117,604円)	/	117,000円		
(2)上記の変更認定(法第8条)		/	/	/	/	58,500円		
(3)評価機関の事前審査を受けた場合		/	/	(14,330円)	/	14,000円		
(4)上記の変更認定(法第8条)		/	/	/	/	7,000円		
ウ. 変更申請(法第9条)		/	/	(1,638円)	/	1,600円		
エ. 承認申請(法第10条)		/	/	(1,273円)	/	1,200円		
(摘要)	/	/	/	/	法第6条第 2項の申し 出は石狩市 建築確認申 請等手数料 条例第2条 及び第__条 の規定によ り算定した 金額を加算	確認申請を同時に申し出る 場合、認定手数料に確認申請 手数料と構造計算適合性判定 手数料(該当する場合)を加算 する。		
(新)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促 進に関する法律第17条第4項(同法第18 条第2項において準用する場合を含む。)の 規定に基づく適合通知に係る申出に対 する審査	建築課	/	/	/	/	/	1件につき 石狩市建築 確認申請等 手数料条例 第2条及び 第__条の規 定により算 定した金額	確認申請手数料及び構造計 算適合性判定手数料(該当す る場合)。

手数料改定(案)

手数料名	所管課	単位	現行手数料額		H19実態調査結果		改定案	備考		
			A	施行(改定)日	()は参考コスト算定	件数			B	C
9. 建築確認申請等手数料(建築確認申請等手数料条例)										
ア. 建築物に関する確認申請手数料	建築課	30㎡以内	5,000円	H12.4.1			12,573円	28件	12,000円	使用料・手数料等審議会 北海道手数料条例と同額に改定することを基本とする。
		30㎡超～100㎡以内	9,000円			19,170円	18件	19,000円		
		100㎡超～200㎡以内	14,000円			27,419円	112件	27,000円		
		200㎡超～500㎡以内	19,000円			37,315円	6件	37,000円		
		500㎡超～1,000㎡以内	34,000円			(61,231円)	0件	61,000円		
イ. 工作物に関する確認申請手数料	建築課								北海道手数料条例と同額に改定することを基本とする。	
(工作物を築造する場合)		1件につき	8,000円		15,459円	2件	15,000円			
		(確認を受けた工作物の計画を変更して築造する場合)	1件につき				10,183円	1件	10,000円	
ウ. 建築物に関する完了検査申請手数料	建築課	30㎡以内	10,000円	H12.4.1			13,273円	12件	13,000円	北海道手数料条例と同額に改定することを基本とする。
		30㎡超～100㎡以内	12,000円			16,114円	19件	16,000円		
		100㎡超～200㎡以内	16,000円			20,172円	126件	20,000円		
		200㎡超～500㎡以内	22,000円			26,260円	9件	26,000円		
		500㎡超～1,000㎡以内	36,000円			(41,275円)	0件	41,000円		
エ. 工作物に関する完了検査申請手数料	建築課	1件につき	9,000円			12,461円	2件	12,000円	北海道手数料条例と同額に改定することを基本とする。	
(新)構造計算適合性判定手数料(1,000㎡以内)	建築課								平成18年建築基準法等改正に伴い、H19.6.20からの取扱いが可能となっている。	
構造計算が大臣認定プログラムで行われた場合							100,000円			
		上記以外の場合						150,000円		
(新)計画通知又は完了通知に係る手数料	建築課							上記ア～に定める額	平成18年建築基準法等改正に伴い、H19.6.20からの取扱いが可能となっている。	
オ. 仮設建築物建築許可申請手数料	建築課	1件につき	120,000円				(130,046円)	0件	130,000円	北海道手数料条例と同額に改定することを基本とする。
カ. 一定の複数建築物の認定及び認定取消申請手数料	建築課			H12.4.1						北海道手数料条例と同額に改定することを基本とする。
(建築基準法第86条第1項の規定による認定の申請をする者)			建築物の数が2である場合にあつては78,000円、建築物が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した額							
(建築基準法第86条第2項の規定による認定の申請をする者)			建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した額				(94,914円)	0件	94,900円	
(建築基準法第86条の2第1項の規定による認定の申請をする者)			建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した額				(37,580円)	0件	37,500円	
		(建築基準法第86条の5第1項の規定による認定の取消しを申請をする者)					(15,820円)	0件	15,800円	
			6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た金額を加算した額				(13,554円)	0件	13,500円	
(新)道路位置指定申請手数料	建築課						(75,118円)		75,100円	北海道手数料条例と同額に改定することを基本とする。

(別紙) 道路占用料改定案

(単位：円)

占 用 物 件		改定前占用料		改定案	
		単 位	金 額	金 額	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	630	
	第2種電柱		1,600	970	
	第3種電柱		2,200	1,300	
	第1種電話柱		930	560	
	第2種電話柱		1,500	900	
	第3種電話柱		2,100	1,200	
	その他の柱類		72	56	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10	6	
	地下電線その他地下に設ける線類		5	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	550	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480	340	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,100	
	郵便差出箱		600	470	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	2,000	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,100		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	34	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72	51	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	67	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	130	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	340	
	外径が1メートル以上のもの		950	670	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	44	20
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	440	200
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	200
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	2,000
	標識		1本につき1年	1,100	900
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44	20
		その他のもの	1本につき1月	440	200
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44	20
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440	200
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	2,000
		その他のもの		2,200	1,000
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440	200
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		140		110	